

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案参照条文

気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）（抄）	1
国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	4
登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	6

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）（抄）

（定義）

- 第二条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。
- 2 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。
- 3 この法律において「水象」とは、気象又は地震に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。
- 4 この法律において「気象業務」とは、次に掲げる業務をいう。
- 一 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
  - 二 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）及び水象の予報及び警報
  - 三 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表
  - 四 地球磁気及び地球電気の常時観測並びにその成果の収集及び発表
  - 五 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表
  - 六 前各号の業務を行うに必要な研究
  - 七 前各号の業務を行うに必要な附帯業務
  - 5 この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。
  - 6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基く現象の予想の発表をいう。
  - 7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報をいう。
  - 8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

（予報及び警報）

- 第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。
- 3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

4 第十三条第三項の規定は、前三項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

5 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。

5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

（航空予報図の交付）

第十六条 気象庁は、国土交通省令で定める航空機に対し、その航行前、気象、地象（地震を除く。）又は水象についての予想を記載した航空予報図を交付しなければならない。

(予報業務の許可)

第十七条 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、予報業務の目的及び範囲を定めて行う。

(許可の基準)

第十八条 気象庁長官は、前条第一項の規定による許可の申請書を受理したときは、次の基準によつて審査しなければならない。

一 当該予報業務を適確に遂行するに足りる観測その他の予報資料の収集及び予報資料の解析の施設及び要員を有するものであること。

二 当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を迅速に受け取ることができる施設及び要員を有するものであること。

三 地震動及び火山現象の予報以外の予報の業務を行おうとする場合にあつては、当該予報業務を行う事業所につき、第十九条の二の要件を備えることとなつていないこと。

四 地震動又は火山現象の予報の業務を行おうとする場合にあつては、当該予報業務のうち現象の予想の方法が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

2 気象庁長官は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の場合を除いて許可しなければならない。

一 許可を受けようとする者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 許可を受けようとする者が、第二十一条の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

三 許可を受けようとする者が、法人である場合において、その法人の役員が第一号又は前号に該当する者であるとき。

(気象予報士の設置)

第十九条の二 第十七条の規定により許可を受けた者（地震動又は火山現象の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。次条において同じ。）は、当該予報業務を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士（第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

(気象予報士に行わせなければならない業務)

第十九条の三 第十七条の規定により許可を受けた者は、当該予報業務のうち現象の予想については、気象予報士に行わせなければならない。

(権限の委任)

第四十三条の四 この法律に規定する気象庁長官の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を管区気象台長、沖縄気象台長又は海

洋気象台長に委任することができる。

2 前項の規定により管区気象台長又は沖縄気象台長に委任された権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方気象台長に委任することができる。

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

## 目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務
  - 第一節 国土交通省の設置（第二条）
  - 第二節 国土交通省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
- 第三章 本省に置かれる職及び機関
  - 第一節 特別な職（第五条）
  - 第二節 審議会等
    - 第一款 設置（第六条）
    - 第二款 国土審議会（第七条 第十二条）
    - 第三款 社会資本整備審議会（第十三条）
    - 第四款 交通政策審議会（第十四条）
    - 第五款 運輸審議会（第十五条 第二十六条）
  - 第三節 特別の機関（第二十七条 第二十九条の二）
  - 第四節 地方支分部局（第三十条 第四十条）
- 第四章 外局
  - 第一節 設置（第四十一条）
  - 第二節 観光庁（第四十二条 第四十四条）
  - 第三節 気象庁
    - 第一款 任務及び所掌事務（第四十五条 第四十七条）
    - 第二款 地方支分部局（第四十八条 第五十一条）
  - 第四節 運輸安全委員会（第五十二条）
  - 第五節 海上保安庁（第五十三条）

(設置)

第四十八条 気象庁に、次の地方支分部局を置く。

管区气象台  
海洋气象台

2 前項に定めるもののほか、当分の間、気象庁に、地方支分部局として、沖縄气象台を置く。

(管区气象台等)

第四十九条 管区气象台等(管区气象台及び沖縄气象台をいう。以下同じ。)は、気象庁の所掌事務のうち、第四条第百二十号、第百二十一号(地球磁気及び地球電気に関するものを除く。)、第百二十二号及び第百二十八号に掲げる事務(海洋气象台の所掌に属するものを除く。)を分掌する。

- 2 管区气象台の名称及び位置は、政令で定める。
- 3 管区气象台の管轄区域は、国土交通省令で定める。
- 4 管区气象台に、政令で定める数の範囲内において、国土交通省令で定めるところにより、部を置くことができる。
- 5 前項に定めるもののほか、管区气象台の内部組織は、国土交通省令で定める。
- 6 沖縄气象台の位置は、政令で定める。
- 7 沖縄气象台の管轄区域及び内部組織は、国土交通省令で定める。
- 8 国土交通大臣は、特に必要がある場合は、管区气象台等の所掌事務の一部を海洋气象台に分掌させることができる。

(地方气象台、管区气象台等の測候所若しくは出張所又は地方气象台若しくは測候所の出張所)

第五十条 国土交通大臣は、管区气象台等の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、政令で定める数の範囲内において、地方气象台を置くことができる。

- 2 地方气象台の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、管区气象台等の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、管区气象台等の測候所又は出張所を置くことができる。
- 4 管区气象台等の測候所及び出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。
- 5 国土交通大臣は、地方气象台又は測候所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方气象台又は測候所の出張所を置くことができる。
- 6 地方气象台又は測候所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

(海洋气象台)

第五十一条 海洋気象台は、気象庁の所掌事務のうち、第四条第百二十八号に掲げる事務及び次に掲げる事務を分掌する。

一 海上気象及び海水象（海洋に関する水象をいう。以下同じ。）の予報及び警報（津波の予報及び警報を除く。）に関する事  
二 海上気象及び海水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びに海上気象及び海水象に関する情報に関する事  
三 前二号に掲げる事項に関する気象通信に関する事

四 海上気象及び海水象に関する気象測器に関する事

2 海洋気象台の名称及び位置は、政令で定める。

3 海洋気象台の管轄区域及び内部組織は、国土交通省令で定める。

4 国土交通大臣は、特に必要がある場合は、海洋気象台の所掌事務の一部を管区気象台等に分掌させることができる。

第五十二条 運輸安全委員会については、運輸安全委員会設置法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第五十三条 海上保安庁については、海上保安庁法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条、第三十四条の三関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一（百四十二の二）（略）		
百四十三 予報業務の許可若しくは予報業務の範囲の変更の認可、気象観測成果の無線通信による発表業務の許可若しくは気象測器の器差に係る認定測定者の認定又は気象測器に係る登録検定機関の登録		
(一) 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条第一項（予報業務の許可）の予報業務の許可	許可件数	一件につき九万円
(二) 気象業務法第十九条第一項（変更認可）の予報業務の範囲の変更の認可（同法第十八条第一項第三号（許可の基準）の予報の業務又は同項第四号の地震動若しくは火山現象の予報の業務を新たにを行うために受けるものに限る。）	認可件数	一件につき九万円
(三) 気象業務法第二十六条第一項（無線通信による資料の発表）の規定による気象の観測の成果に係る無線通信による発表の業務の許可	許可件数	一件につき九万円
(四) 気象業務法第三十二条の二第一項（測定能力の認定）の規定による認定測定者の認定	認定件数	一件につき九万円

百四十四～百六十 (略) (五) 気象業務法第九条(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

一件につき九万円